

高額療養費の自己負担限度額（平成 30 年 8 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日）

70 歳未満の方の場合

区分	所得区分	月単位の上限額
ア	標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円+(医療費－842,000 円)×1% <4 月目～：140,100 円 ※1>
イ	標準報酬月額 53 万円～79 万円	167,400 円+(医療費－558,000 円)×1% <4 月目～：93,000 円 ※1>
ウ	標準報酬月額 28 万円～50 万円	80,100 円+(医療費－267,000 円)×1% <4 月目～：44,400 円 ※1>
エ	標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円 <4 月目～：44,400 円 ※1>
オ	低所得者(住民税非課税)	35,400 円 <4 月目～：24,600 円 ※1>

70 歳から 74 歳の方の場合

区分	所得区分	月単位の上限額 ※2	
		個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院含む）
現役並みⅢ	標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円+(医療費－842,000 円)×1% <4 月目～：140,100 円 ※1>	
現役並みⅡ	標準報酬月額 53 万円～79 万円	167,400 円+(医療費－558,000 円)×1% <4 月目～：93,000 円 ※1>	
現役並みⅠ	標準報酬月額 28 万円～50 万円	80,100 円+(医療費－267,000 円)×1% <4 月目～：44,400 円 ※1>	
一般	標準報酬月額 26 万円以下	18,000 円 (年間 14 万 4 千円 上限) ※3	57,600 円 <4 月目～：44,400 円 ※1>
低所得者Ⅱ	Ⅱ（被保険者が住民税非課税）	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	Ⅰ（世帯の所得が一定以下）		15,000 円

※1. 同一世帯において直近 12 ヶ月間に 3 ヶ月以上高額療養費に該当した場合、4 ヶ月目からは多数該当の額に引き下げられます。
（注）70 歳から 74 歳の低所得者区分の方は多数該当の適用はありません。

※2. 75 歳の誕生日を迎える月は、健康保険と後期高齢者制度それぞれの被保険者となるため、特例として、その自己負担額限度額が半額になります。（誕生日が 1 日の場合は特例の対象外）

※3. 70 歳 以上の方の外来療養にかかる年間の高額療養費（外来年間合算）
70 歳以上の被保険者・被扶養者の 1 年間（前年 8 月 1 日～7 月 31 日）の外来療養にかかる自己負担額合計が 144,000 円を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

※基準日（7 月 31 日、被保険者死亡の場合は死亡日の前日）時点で、所得区分「一般」または「低所得」に該当する方が対象になります。

※「現役並み所得者」区分であった期間の自己負担額は計算に含まれません。